

美咲町立学校施設使用条例施行規則第8条に基づく使用料等の減免基準

この基準は、美咲町立学校施設使用条例施行規則(以下「規則」という)第8条に定める使用料等の減免(免除)について、その運用の基準を定めるものとし、学校施設の使用料等の減免(免除)に係る運用の基準は、別表のとおりとする。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表

	減免対象の事業及び業務	使用料	照明料 冷暖房料
1	町内会その他地域住民の利益、福祉等を目的として設立された地域関係団体に係る事業(営利を目的としないものに限る。)	減免	減免
2	消防団その他公益的団体であって、教育委員会が適当と認めるもの	減免	請求
3	障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により交付を受けた身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳又は厚生労働大臣の定めるところにより交付を受けた療育手帳を所持している者をいう。)を主として構成されている町内の団体の活動(営利を目的としないものに限る)	減免	減免
4	スポーツ少年団に関する事業 (スポーツ少年団各部の活動)	減免	減免
5	美咲町社会教育振興に関する事業 (スポーツ協会、文化協会、総合型スポーツクラブ各部等の活動)	減免	請求
6	主に町内の18歳未満を対象とした社会教育振興に関する事業 (営利を目的としないもの)	減免	請求
7	PTA活動の内、定期的な運動等を行う活動	減免	請求
8	PTA活動の大会、講演会等の活動	減免	減免